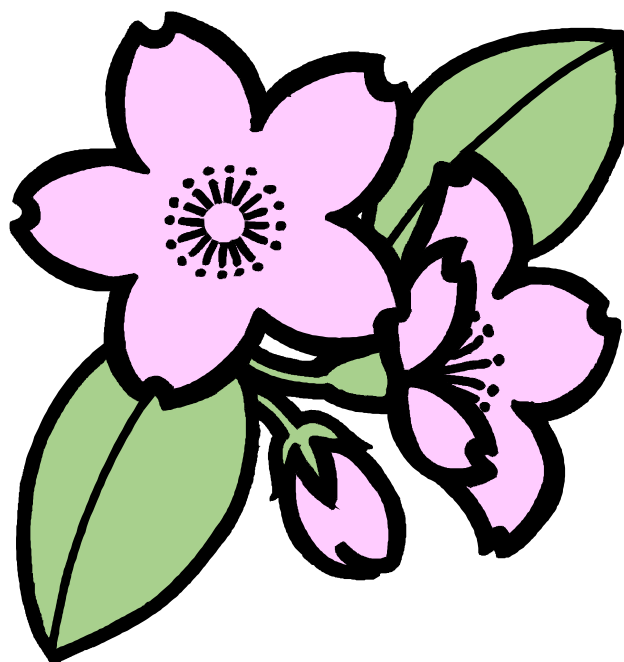


大和市立桜丘小学校 P. T. A.

# 規 約



要 保 存

令和4年度改定

# 大和市立桜丘小学校PTA規約

## 第1章 総 則

### 第1条 (名称と事務所)

この会は大和市立桜丘小学校PTA（保護者と教職員の会）といい、事務所を桜丘小学校内に置く。

〒242-0014 神奈川県大和市上和田832

電話番号 046-267-2349

### 第2条 (目的と活動)

この会は保護者と教職員が協力して家庭と学校及び、地域社会における児童の幸福と健全な成長をはかることを目的として、次のような活動を行う。

1. 児童にとってよりよい保護者、教職員となるよう努める。
2. 家庭と学校とが協力しあい、児童がすこやかに成長するよう援助する。
3. 児童の教育および生活環境をよりよくしていくよう努める。
4. 国および地方自治体の教育予算を充実していくよう働きかける。

### 第3条 (方 針)

この会は教育を本旨とする自主的、民主的団体として次の方針に従って活動する。

1. この会は自主独立の組織であって、他の団体、機関の支配や干渉を受けない。
2. この会は特定の宗派、政党団体を支持しない。
3. この会またはこの会の役員の名で、どんな営利企業も支配しないし、またどんな職務の候補者も推薦しない。
4. この会と目的を同じくする他の団体、機関とは、お互いに協力しあう。

### 第4条 (会 員)

この会の会員は、この学校に在籍する児童の保護者及び、この学校に勤務する教職員とし、会員はすべて平等の権利と義務を持つ。

## 第2章 機 構

### 第5条 (機 関)

この会の目的を遂行するために、次のような機関を置く。

1. 総 会
2. 運営委員会
3. 役員会
4. 常置委員会
5. 学級学年集会
6. 特別委員会

### 第6条 (総 会)

総会は全会員によって構成され、この会の最高議決機関である。

1. 総会は定期総会と臨時総会とがある。定期総会は年2回開き、細則に定める事項を処理する。
2. 総会は委任状を含めて全会員の5分の1以上の出席で成立し、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。ただし、委任状は出席者の多数意見に加わる。
3. 運営委員会が必要と認めた場合、または全会員の十分の一以上の要請があった時には、会長は原則として1ヶ月以内に臨時総会を開かねばならない。

### 第7条 (運営委員会)

運営委員会はこの会の役員、常置委員会の正副委員長及び校長又は、それに代わる人によって構成される。

1. 運営委員会は、会長又は委員の半数以上が必要と認めた場合にも開くことができる。
2. 運営委員会は細則に定めるような任務を持つ。
3. 運営委員会は委員の過半数の出席で成立し、決議は過半数の同意を必要とする。ただし、賛否同数の場合は、会長の判断で決める。

### 第8条 (役員会)

役員会は会長・副会長・書記・会計により構成され、細則に定める事項を協議する。

### 第9条 (常置委員会)

1. 常置委員会として、学年委員会・広報委員会・校外委員会を置く。
2. 委員会の活動内容は、各委員会の内規で定めることとする。

#### 第10条（学級学年集会）

1. 学級学年集会は、学級学年の保護者と教職員で構成され、PTA活動の母体である。
2. 学級学年集会は、その学級学年により適宜開かれ、その企画、立案、進行にあたっては、学年委員と教職員とが協力して、これを行う。

#### 第11条（特別委員会）

特別委員会は運営委員会が必要と認めた場合に組織される。

#### 第12条（委員の選出）

委員の選出は細則に定める通りとする。

### 第3章 役 員

#### 第13条（構 成）

この会の役員は次の通りとする。

- (1) 会長 1 名 (2) 副会長 2 名 (3) 書記 1 名 (4) 会計 1 名

#### 第14条（任 期）

1. 役員任期は1年（4月1日より翌年の3月31日まで）とする。ただし、引き続き2年まで再任されることができる。
2. その後の再任については、それを妨げない。ただし、協議を必要とする。

#### 第15条（選出方法）

1. 役員選出にあたっては選出委員会を設ける。
2. 役員選出方法は細則に定める通りとする。
3. 役員及び会計監査委員は常置委員を兼任することができない。

#### 第16条（任 務）

役員職務は次の通りとする。

1. 会長はこの会を代表し、会務のまとめを行う。又、総会及び運営委員会の召

集を行う。

- ・会長又は会長に委嘱あるいは任命された者は、必要に応じ、諸種の会合にこの会の代表として出席する。
- 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその任務を代行する。又、会長が欠員となった場合は、副会長2名のうち1名が会長に昇格し、残された期間、任務を遂行する。
- 3. 書記は運営委員会の議事を正確に記録し、必要な通知の発送や文書の保管を行う。
- 4. 会計は総会で決定した予算にもとづいて、すべての会計事務を処理し、次期総会において会計監査委員の監査を経た決算報告を行う。

## 第4章 会 計

### 第17条 (経 費)

この会の経費は、会費その他をもってあてる。

### 第18条 (会 費)

1. 会費は在籍児童数にかかわらず、1世帯あたりとする。
2. 会費は年額2,000円(4月～11月は170円、12月～3月は160円)とし、会費を改正する際は、総会の承認を得る必要がある。
3. 会費は特別の事情により、申請をして運営委員会の承認を得た者はこれを免除される。

### 第19条 (使 途)

この会の金銭、その他の財産は、第2条の目的達成のため以外に支出又は使用してはならない。

### 第20条 (歳出入)

各会計年度における歳出は、その年度の歳入でまかなう。

### 第21条 (会計年度)

この会の会計年度は4月1日に始まり翌年の3月31日までとする。

## 第22条（特別会計）

会費以外の収支については特別会計を設け、残金については次年度の本会計に繰り入れる。

## 第5章 会 計 監 査

### 第23条（監査委員）

この会の会計を監査するために、2名の会計監査委員をおく。選出については、細則に定める通りとする。

### 第24条（任 務）

会計監査委員は、この会の会計を監査し、その結果を総会において報告する。

## 第6章 改 正

### 第25条（規約及び細則の改正）

1. 規約の改正は、総会において出席者の過半数の同意を必要とする。
2. 規約の改正を提案する際、提案者は事前に運営委員会に申し出、運営委員会はその主旨を、原則として10日前までに全会員に通知しなければならない。
3. 細則の改正は、運営委員会において委員の過半数の同意を必要とする。
4. 細則の改正を提案する際、提案者は事前に役員会に申し出、役員会はその主旨を、原則として10日前までに運営委員に通知しなければならない。

## 第7章 専 従 職 員

### 第26条（服 務）

本会の活動及び事務円滑化のために専従職員をおくことができる。専従職員の扱いについては細則に定める通りとする。

# 同 条 目

## 第1章 総 則

### 第1条（議決権）

議決権は、保護者会員は1世帯について1票、教職員会員は1人1票とする。

## 第2章 機 構

### 第2条（総 会）

（1）新年度総会（予算総会）では下記事項を処理する。

1. 新会員に関する報告
2. 事業計画案の審議及び承認
3. 予算案の審議及び承認
4. その他

（2）年度末総会（決算総会）では下記事項を処理する。

1. 事業報告の審議及び承認
2. 決算報告の審議及び承認
3. 新年度役員及び会計監査委員の承認

（信任投票で信任された場合は、紹介のみとし、選出委員会より推薦された場合は、承認を要する。）

4. その他

（3）議長団及び書記は次の通りとする。

1. 総会の運営は議長団があたり、書記2名をおく。

議長団の構成は正副議長各1名とする。

2. 副議長は採決に加わるが、議長は賛否同数の場合のみ、これに加わる。
3. 議長団及び書記は、運営委員及び役員を除く会員の中より選出する。

（4）書面総会について

1. 総会開催ができない非常事態が発生した場合、書面での総会を行うことができる。
2. 平時でも紙面総会を行うことができる。

### 第3条（運営委員会）

- (1) 運営委員会の任務は次の通りとする。
  1. 各委員会の企画及び活動が円滑に行われるよう協議する。
  2. 総会の議事日程を立案し、議案を作成する。
  3. 必要により特別委員会を設ける。
  4. その他、全会員により委任された事務処理を行う。
- (2) 必要に応じ、その年度中に予算の立案主旨に反しない限り予算の更正を行うことができる。
- (3) 会員はだれでも、運営委員会に出席し、傍聴することができる。ただし、議決権はない。

### 第4条（役員会）

役員会は原則として運営委員会の前に開き、運営委員会の議事が円滑に行われるよう、原案の調整や議事日程を組む。

### 第5条（常置委員会の委員選出）

- ・委員はPTA委員調査カードのご意向に沿って選出される。
  - ・各学年で年度当初までに学年委員3～4名、広報委員1～2名を選出する。
  - ・各地区は年度当初までに地区毎に2名、もしくは必要人数の校外委員を選出する。
  - ・学校行事の縮小等により必要に応じて人数の変動があります。
- (1) 学年委員会の構成
    1. 各学年で選出された学年委員3～4名と担当教職員（1名）により構成される。
    2. 学年委員会は、各学年で委員長、選出委員、ふれあい広場委員を各1名ずつ選出し、必要に応じて学年ごとに会計係をおく。
    3. 学年委員会の召集は、学年委員長が行う。
  - (2) 広報委員会の構成
    1. 各学年1～2名の広報委員と担当教職員（2名）により構成される。
    2. 広報委員会は、正副委員長を各1名ずつ、ふれあい広場委員を2名選出し、必要に応じ会計係をおく。
    3. 広報委員会の召集は、広報委員長が行う。



(3) 校外委員会の構成

1. 全ての校外委員と担当教職員（2名）により構成される。
2. 校外委員会は、正副委員長各を1名ずつ、ふれあい広場委員を2名選出し、必要に応じ会計係をおく。
3. 校外委員会の招集は校外委員長が行う。

(4) ふれあい広場委員会の構成

1. 本部役員（会計監査を含む）7名と学年委員6名、広報委員2名、校外委員2名により構成される。
2. ふれあい広場委員会の招集は本部が行う。

## 第6条（特別委員会）

(1) バレーボール特別委員会

- ・市P連バレーボール大会が行われる限り、継続して活動することができる。

## 第3章 役 員

## 第7条（選 出）

(1) 役員及び会計監査委員の選出は、次の者の中より行う。

会長－保護者1名、副会長－保護者2名

書記－保護者・教職員各1名、会計－保護者・教職員各1名

会計監査委員－保護者2名

(2) 役員及び会計監査委員の選出にあたっては、選出委員会を設ける。

1. 選出委員会の構成は次の通りとする。

- ・学年委員会（各学年より1名） 計6名 正副委員長は除く
- ・本部役員より又は本部役員OBより顧問として 計1名
- ・教職員より 計2名以上

2. 選出委員会は会長が召集し、正副委員長を決める。

(3) 選出委員会（以下委員会という）の活動は、次の通りとする。

1. 10月中に、全役員及び会計監査委員立候補及び推薦受付に関する通知をする。  
委員会の召集は、委員長が行う。

2. 告示期間は1週間とする。告示終了後、立候補者と協議、面談の場を設ける。定数以上の場合も同様に協議、面談の場を設け、選出委員・本部役員同席のもと、候補者確定に立合う。定員以内の場合は、総会の承認により選出される。
  3. 立候補者のない役職がある場合、又は、投票の結果、未決定の役職ができた場合は、会員から寄せられた推薦資料をもとに、その意志を反映して、推薦活動を行う。
  4. 選出委員が、役員及び会計監査委員の候補者に推薦された場合、当該役職の推薦活動はできないものとする。
  5. その他、役員選出に関する細部については、委員会に一任される。
6. 年度末総会が行われる14日前までに委員会は候補者の同意を得て会長に報告をする。
- (4) 委員会は、役員及び会計監査委員の候補者について、年度末総会において承認を得る。
  - (5) 教職員の役員（書記、会計）については、互選により、新年度始めに教職員の中から選出される。

## 第4章 専従職員

### 第8条（採用）

専従職員の採用、賃金、勤務条件等については、運営委員会が決定する。又、採用については会長が交渉し、契約する。  
ただし、役員及びすべての委員は除く。

### 第9条（執務場所及び執務内容）

専従職員の執務場所は、桜丘小学校内とし、PTA活動の円滑な推進のため、書記・会計その他を助け、各種委員会の連絡、会計事務の処理等を行う。

### 第10条（契約更改）

専従職員は、年度ごとに契約更改を行う。

## 第5章 慶 弔 金

### 第11条 (弔 慰 金)

会員および在校生に関わる弔慰金に関しては、一律5,000円とする。

(昭和62年 3月 4日 規約一部改正)

(平成 2年 3月14日 規約一部改正)

(平成 6年 3月16日 規約一部改正)

(平成 7年 3月 8日 規約一部改正)

(平成 8年 3月21日 規約一部改正)

(平成 9年 5月31日 規約及び細則一部改正)

(平成11年 3月 6日 規約及び内規一部改正)

(平成12年 3月 4日 規約細則一部改正)

規約細則第3章第6条 (選出)

(3) 1. 「11月中に」を「10月中に」とする。

規約細則に第5章慶弔金第10条(弔慰金)を加える。

(平成13年 3月 7日 規約細則一部改正)

規約細則第2章に第6条(特別委員会)を加え、

以下条文を繰り下げる。

(平成21年 3月 4日 規約及び細則一部改正)

(平成24年 3月7日 規約及び細則・内規一部改正)

(平成27年 3月 2日 規約細則一部改正)

(平成28年 6月13日 規約一部改正)

(平成29年 2月16日 規約細則一部改正)

(平成31年 3月4日 規約一部改正)

(令和 2年 3月25日 規約一部改正)

(令和 3年 5月21日 規約及び細則一部改正)

(令和 3年 9月30日 細則一部改正)

(令和 4年 3月11日 規約一部改正)

## 常置委員会内規

### ☆学年委員会

- ・各学年・学級間の相互の連絡や、主に学級学年活動にあたる。
- ・例えば、学級学年の保護者集会や懇談会や、学級学年を主体とする行事、会合等における企画、立案、進行及びその呼びかけなどを行う。

### ☆広報委員会

- ・PTA及び学校の活動状況の報告等をする。
- ・例えば、PTA広報誌の発行など。

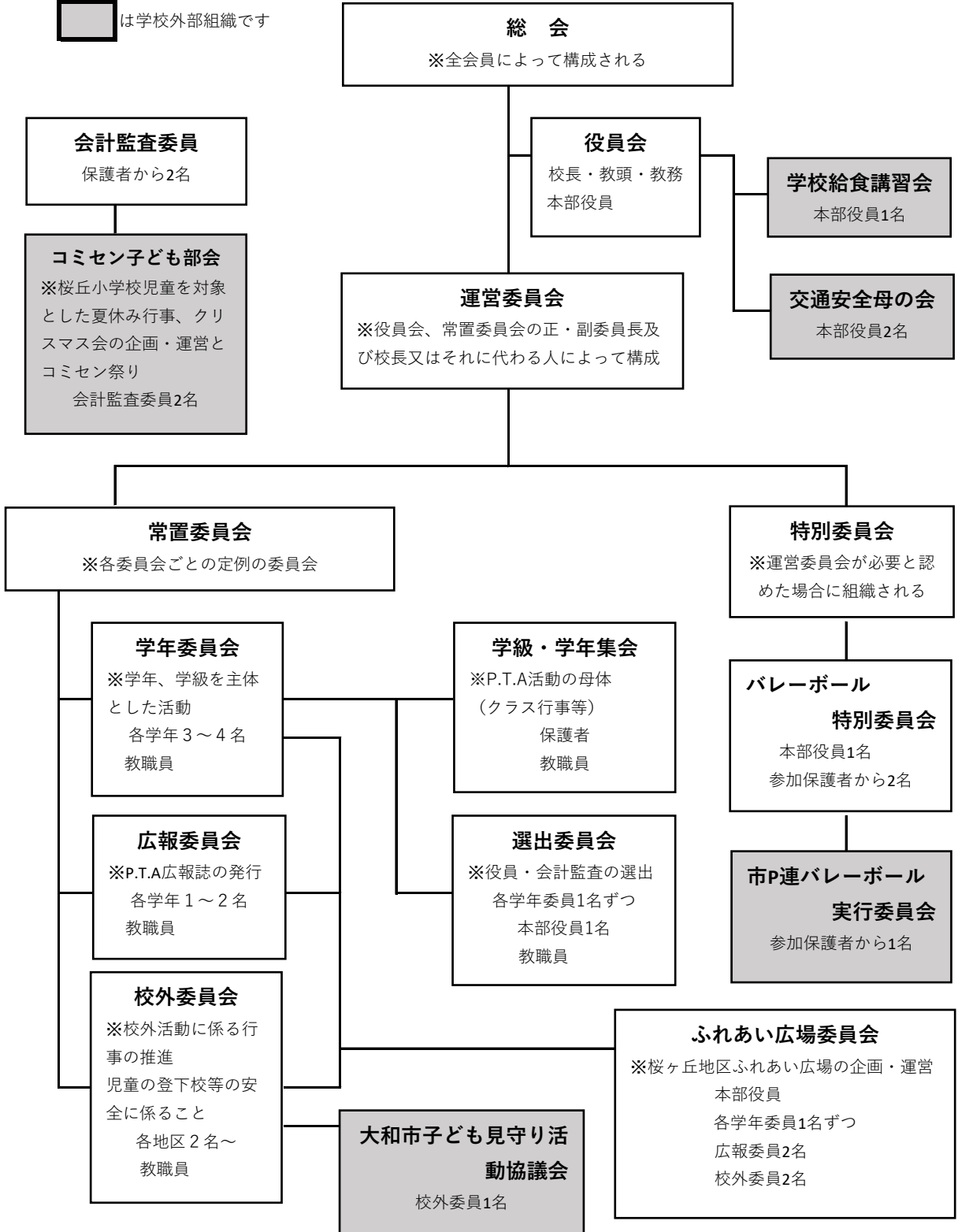
### ☆校外委員会

- ・学校と地区、または地区相互の緊密な連絡に努める。
- ・児童の登校班編成や登下校等の安全に関すること。

# P.T.A.機構（令和4年度）



は学校外部組織です



教職員－在職中

保護者－児童の在籍中

要 保 存